

令和2年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年 6月 18日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和2年 6月 18日(木) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 8番 安部 大助 議員 9番 前田 芳樹 議員

1. 出席議員

1番 大江 寿	7番 池田 賢治	13番 米澤 壽重
2番 村上 謙武	8番 安部 大助	14番 遠藤 義光
3番 菊地 政文	9番 前田 芳樹	15番 池田 信博
4番 石橋 雄一	10番 平田 文夫	16番 福田 晃
5番 村上 三三郎	11番 石田 茂春	
6番 西尾 幸太郎	12番 高宮 陽一	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	大西洋 二
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	藤川 芳人	水産振興室長	砂本 進
財政課長	石田 寛弥	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	濱田 勉	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	社会教育課長	野津 千秋
福祉課長	中林 眞	布施支所長	竹本 久
保健課長	井上 朋張	五箇支所長	灘 進
環境課長	原 秀人	都万支所長	高梨 勇光
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

1. 町長提出議案の題目

- 報告第 1 号 令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
報告第 2 号 令和元年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 3 号 令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 4 号 令和元年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書について
承認第 3 号 令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
承認第 4 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
承認第 5 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
承認第 6 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
承認第 7 号 令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
承認第 8 号 令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
承認第 9 号 令和元年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
承認第 10 号 令和元年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
承認第 11 号 令和元年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
承認第 12 号 隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
承認第 13 号 令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
承認第 14 号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
議 第 62 号 令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）
議 第 63 号 令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

- 議 第 64 号 工事請負契約の締結について〔林道南谷線大山橋橋梁 2 期工事〕
- 議 第 65 号 工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設（港町 4 工区）工事〕
- 議 第 66 号 隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 67 号 隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議 第 68 号 隠岐の島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 69 号 隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例
- 議 第 70 号 隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関す
る条例の一部を改正する条例
- 議 第 71 号 隠岐の島町債権管理条例
- 議 第 72 号 隠岐の島町認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例を廃止する条例
- 議 第 73 号 第 2 次隠岐の島町総合振興計画について
- 議 第 74 号 財産の取得について
- 議 第 75 号 財産の無償譲渡について
- 議 第 76 号 指定管理者の指定期間の変更について〔隠岐の島町認知症高齢者グループホ
ーム〕
- 議 第 77 号 指定管理者の指定について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設〕
- 同意第 3 号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について
- 同意第 4 号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について
- 同意第 5 号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について
- 同意第 6 号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について
- 同意第 7 号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について
- 同意第 8 号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について
- 同意第 9 号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について
- 同意第 10 号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（米澤壽重）

ただ今から、令和 2 年第 2 回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により8番:安部 大助 議員、9番:前田 芳樹 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの9日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る令和2年第1回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。ご承知のとおり感染症対策によりまして、イベントや会議等、そのほとんどが中止あるいは延期となりましたが、書面会議方式により総会を実施いたしました会議について2点ご報告いたします。

はじめに、隠岐空港利用促進協議会の総会につきましては、4月15日までの書面による表決が実施されました。

議案は、令和元年度特別会計予算の専決処分、令和元年度の事業報告及び一般会計、特別会計の決算報告、令和2年度の事業計画(案)及び一般会計・特別会計予算(案)等でありました。結果につきましては、全ての議案を賛成多数で「可決」いたしました。

次に、隠岐島町村議会議長会の総会につきましては、5月21日までの書面による表決が実施されました。

議案は、令和元年度事業報告・歳入歳出決算、令和2年度事業計画(案)・歳入歳出予算(案)でありました。結果につきましては、全ての議案を全会一致で「可決」いたしました。しかし、冒頭にありましてとおり、感染症対策により既に中止となった事業もあり、計画が早々

に変更となっている状況であります。

書面会議による総会につきましては以上であります。

次に、請願・陳情についてであります。

6月4日の議会運営委員会までに3件の要望、1件の請願と陳情を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしましたので、ご理解をお願いいたします。

最後に、春先からの新型コロナウイルス感染症に対する執行部の対応につきましては、町内事業者へのいち早い支援対策の実施や、感染症対策本部による新型コロナウイルスの島内流入防止対策の実施や、万一を見据えた対応の協議など、関係機関との情報共有・連携を図り、現在まで感染者の発生を見ない状況であり、その取り組みに対しまして敬意を表するところであります。

議会といたしましても、町内感染者発生之最悪の事態も見据え、町の対応を支援・協力しながら、町議会及び議員がどのように対応すべきか、共通認識を持ち、迅速かつ適切な行動がとれるようその行動指針を定め、議会内に「新型コロナウイルス対策委員会」を立ち上げました。

執行部におかれましては、まだまだ先の見えない状況ではありますが、引き続き防疫対策を確実に実施していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

令和2年 第2回 隠岐の島町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

木々の緑も鮮やかさを増し、清々しい季節となってまいりましたが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

本日、令和2年第2回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、令和2年度一般会計補正予算、条例の一部改正など40件の諸議案をご提案させていただきます。どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に

適切なお指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、3月に開催をいたしました「令和2年第1回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、ご報告をいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症への対応状況につきまして、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の危機が発生して以来、本町では3密の回避や手洗い、消毒の徹底、不要不急の島外への移動自粛など、町民の皆様に感染防止の取り組みをお願いしてまいりましたが、皆様お一人おひとりの努力のおかげによりまして、現在まで町内での感染は確認されておりません。

これまでの町民の皆様のご協力に対しまして、この場をお借りし、改めて敬意を表しますとともに、心よりお礼を申し上げます。

また、議会におかれましては、去る4月20日に開催されました議会全員協議会において、特別定額給付金や町内事業者への緊急経済対策事業をはじめとする、新型コロナウイルス感染症対策に関わる予算の専決処分につきまして、ご了解をいただきましたことに対し、ここにお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、特別定額給付金につきましては、支給手続きの混乱もなく現時点において、全世帯の9割を超える世帯への支給を終えることができました。また、緊急経済対策事業につきましても、想定を上回る250を超える町内事業者の方々より申請をいただいているところでございます。

こうした中、5月25日に隠岐の島町ホテル旅館組合様より、6月1日には新型コロナウイルス対策連絡協議会様より、それぞれ町に対しまして、宿泊業、飲食業を中心とした町内経済への追加支援についての「要望書」をいただいたところであります。

町といたしましては、これら「要望書」の内容を重く受け止め、島内経済の持ち直しに向けた、第2次の支援策を早急に実施する必要があると判断し、本議会におきまして、関係予算を追加提案させていただく予定としております。

現在の新型コロナウイルス感染症の状況についてであります。政府は5月25日、「緊急事態宣言」の解除を宣言して以来、外出やイベント、県境をまたぐ移動などの制限を段階的に緩和しております。これを受け、島根県におきましても感染状況を踏まえたうえで、段階的に移動などの自粛要請を解除しており、今月19日から首都圏を含む全ての地域への移動制限につきまして解除する予定としております。

町民の皆様には、新しい生活様式を生活に取り入れていただいたうえで、少しずつではあ

りますが、町内での社会経済活動を再開していただきたいと思うところでございます。

次に、一般社団法人隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会の設立総会につきまして、ご報告申し上げます。

3月23日、一般社団法人隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会設立総会が開催され出席いたしました。

平成21年6月、隠岐諸島のジオパークによる活性化を目指して、任意団体としてスタートし、同年10月に日本ジオパーク認定、平成25年には世界認定、そして平成27年11月からユネスコ世界ジオパークの一員として、着実にその活動を推進してまいりました。

この度の一般社団法人への移行を契機に、来年のユネスコ再認定を見据え、さらに活動の幅を広げ、隠岐の魅力を発信していくことを期待しているところでございます。

次に、「合同入社激励会」の開催につきまして、ご報告申し上げます。

4月16日、隠岐島文化会館におきまして、町内の企業に就職されました新入社員の方を対象にした「合同入社激励会」が開催されました。

18歳から22歳まで、8事業所11名のフレッシュな社員の皆様が参加され、一人ずつ今後の抱負や、隠岐の島町で生活しながら地域貢献もしていきたいと、力強くその決意を表してくれました。

彼らの熱い思いに応えられるよう、産業基盤の安定と定住促進も併せ取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく関係法人の経営状況を説明する書類についてであります。

公益財団法人隠岐の島町農業公社、株式会社ふせの里の経営状況に関する書類を、隠岐の島町議会議長に提出いたしました。

内容につきましては、本日の本会議終了後、全員協議会において所管課から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団の経営状況に関する書類につきましては、6月22日に予定しております同財団の評議委員会を経て、会期中の両常任委員会において説明をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、3月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（米澤壽重）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第1号「令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」から同意第10号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」までの40件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました40件の議案につきまして、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、報告第1号の「令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」であります。令和元年度予算のうち汚水処理施設共同整備事業につきまして、令和2年度に逡次繰越することといたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号の「令和元年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。令和元年度予算のうち、企画調整事務から災害復旧事業までの13事業につきまして、令和2年度に明許繰越することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号の「令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」であります。令和元年度予算のうち汚水処理施設整備事業につきまして、令和2年度に明許繰越することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号の「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書について」であります。令和元年度予算のうち福浦配水池電気設備工事他2件の工事につきまして、令和2年度会計に繰越することといたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

続きまして、承認第3号から承認第12号までの10議案につきましては、一般会計、特別会計の補正予算及び条例の一部改正に関する議案でありまして、去る3月31日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

また、承認第13号及び承認第14号につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する一般会計の補正予算及び条例の一部改正でありまして、緊急を要するため、去る4月21日及び4月30日に地方自治法第179条第1項の規定を適用してそれぞれ専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第3号の「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は4億8,039万3,000円の減額でありまして、補正後の予算額を174億6,008万2,000円といたしました。

補正の主な内容は、人件費の減額や診療所運営事業など特別会計に係る繰出金の減額、並びに事業費の確定による委託料、負担金、補助金及び扶助費等を減額しております。

歳入におきましては、事業費の確定により国・県補助金等の減額や町民税、固定資産税、交付金、交付税などの額の決定により、新たな財源が捻出されましたことから、基金繰入金及び町債を減額しております。

併せまして、「繰越明許費補正」、「債務負担行為補正」及び町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第4号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は2,249万4,000円の減額でありまして、補正後の予算額を19億5,573万5,000円といたしました。

補正の主な内容は、療養給付費、療養費、高額療養費、及び直営診療施設勘定繰出金を実績により減額いたしました。

歳入におきましては、県支出金及び一般会計繰入金を実績により減額いたしました。

次に、承認第5号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は158万円の減額でありまして、補正後の予算額を9,768万3,000円といたしました。

補正の主な内容は、医薬材料費を実績により減額いたしました。

歳入におきましては、診療収入及び事業勘定繰入金を実績により減額し、一般会計繰入金を増額いたしました。

次に、承認第6号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は4,150万円の減額でありまして、補正後の予算額を1億3,108万8,000円といたしました。

補正の主な内容は、施設運営事務費及び衛生材料費を実績により減額いたしました。

歳入におきましては、診療報酬収入、事業勘定繰入金、一般会計繰入金及び医師等派遣料を実績により減額いたしました。

併せまして、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第7号の「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は2,101万2,000円の減額でありまして、補正後の予算額を1億2,057万2,000円といたしました。

補正の主な内容は、施設運営事務費、医療用機器器具費及び衛生材料費を実績により減額いたしました。

歳入におきましては、診療報酬収入、県補助金、事業勘定繰入金、一般会計繰入金及び町債を実績により減額いたしました。

併せまして、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第8号の「令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は、1億599万5,000円の減額でありまして、補正後の予算額を19億8,832万6,000円といたしました。

補正の主な内容は、管理費及び施設整備費を実績により減額いたしました。

歳入におきましては、使用料、国庫支出金及び県支出金を増額し、分担金、一般会計繰入金及び町債を減額いたしました。

併せまして、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第9号の「令和元年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正は実績による財源組み替えでありまして、補正の主な内容は、診療収入及び運営費県補助金を実績により減額し、一般会計繰入金を増額いたしました。

次に、承認第10号の「令和元年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は30万円の減額でありまして、補正後の予算額を924万4,000円といたしました。

補正の主な内容は、衛生材料費を実績により減額いたしました。

歳入におきましては、診療収入及び一般会計繰入金を実績により減額し、県補助金を増額いたしました。

次に、承認第 11 号の「令和元年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は 455 万 9,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 3 億 8,122 万 9,000 円といたしました。

補正の主な内容は、健康診査委託料を実績により減額いたしました。

歳入におきましては、健康診査等事業受託収入を実績により減額いたしました。

次に、承認第 12 号の「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関連する町条例等の一部を改正いたしました。

主な改正点といたしまして、個人住民税については、ひとり親を追加した寡婦控除等の改正であります。2 点目の、固定資産税については、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応であります。3 点目に、たばこ税については、軽量な葉巻たばこの換算方法の見直しであります。

この他、地方税法等の改正に伴い、関連する条項の改正や条例の整備を行うものであります。

次に、承認第 13 号の「令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は 16 億 5,549 万 4,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 200 億 6,549 万 4,000 円といたしました。

補正の内容は、特別定額給付金給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、新型コロナウイルス対策商工事業者支援事業及び新型コロナウイルス感染予防対策事業であります。財源につきましては、国庫支出金及び財政調整基金繰入金であります。

次に、承認第 14 号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について」であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日から施行されることに伴い、関連する町条例の一部を改正いたしました。

主な改正点といたしましては、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置として、徴収猶予の特例に係る手続の改正、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、寄附金税額控除の特例の追加をするものであります。

この他、地方税法等の改正に伴い、関連する条項の改正や条例の整備を行うものであります。

続きまして、議第 62 号及び議第 63 号の 2 議案につきましては、令和 2 年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 62 号の「令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 4,750 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 201 億 1,299 万 4,000 円とするものであります。

補正の内容は、雇用機会拡充事業、宿泊施設立地等促進事業、新型コロナウイルス感染症予防対策事業、北小学校・五箇小学校指定研究事業及びレインボーアリーナ放送設備更新工事を計上しております。

これらの財源につきましては、国県支出金及び財政調整基金を充当しております。

併せまして、「債務負担行為補正」を行っております。

次に、議第 63 号の「令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 843 万円の増額でありまして、補正後の予算額を 20 億 2,043 万円とするものであります。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を追加計上しております。

財源につきましては、県支出金を充当しております。

続きまして、議第 64 号及び議第 65 号の 2 議案につきましては、工事請負契約の締結に関する議案であります。

まず、議第 64 号の「工事請負契約の締結について〔林道南谷線大山橋橋梁 2 期工事〕」についてであります。去る 5 月 26 日、14 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社石橋工務所が落札いたしましたので、同社と契約金額 5,313 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 65 号「工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設（港町 4 工区）工事〕」についてであります。去る 5 月 26 日、14 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社金田建設が落札いたしましたので、同社と契約金額 7,920 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 66 号から議第 72 号までの 7 議案につきましては、条例の一部改正、制定及び廃止に関する議案であります。

まず、議第 66 号の「隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。新型コロナウイルス感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手

当の支給に関する特例を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 67 号の「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてであります。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 68 号の「隠岐の島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請の受付に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 69 号の「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 70 号の「隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 71 号の「隠岐の島町債権管理条例」についてであります。主に「私債権」の管理に関しまして、統一的な事務処理のルールにより、法令に基づいて適正な管理と回収に努める基本姿勢を定めるものであります。

この「債権管理条例」と昨年策定しました「債権管理適正化指針」により、当該事務の適正化及び効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営を目指すものであります。

次に、議第 72 号の「隠岐の島町認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例を廃止する条例」についてであります。施設を今後も適正に管理することが見込まれる現在の指定管理者であります社会福祉法人高田会に譲渡するため、同施設の設置及び管理条例を廃止するものであります。

続きまして、議第 73 号の「第 2 次隠岐の島町総合振興計画について」であります。「第 1 次隠岐の島町総合振興計画」の計画期間が令和元年度をもって終了したため、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間の計画期間とする第 2 次隠岐の島町総合振興計画を策定することについて、隠岐の島町総合振興計画条例第 11 条の規定により議決を求めるものであります。

続きまして、議第 74 号から議第 77 号までの 4 議案につきましては、財産の取得及び処分、

指定管理に関する議案であります。

まず、議第 74 号の「財産の取得について」であります。町道西郷 3 号線道路改良工事に伴い、地権者から代替用地を求められたことにより、その代替用地にあります建築物を取得する必要が生じたため、所有者であります株式会社 CTU と契約額 2,860 万円で契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 75 号の「財産の無償譲渡について」及び議第 76 号の「指定管理者の指定期間の変更について〔隠岐の島町認知症高齢者グループホーム〕」であります。議第 72 号の「隠岐の島町認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例を廃止する条例」に関連し、指定管理施設「隠岐の島町認知症高齢者グループホームみのりの家」を現在の指定管理者であります社会福祉法人高田会に無償譲渡し、長期的経営と、より質の高いサービスの提供を図るものであります。また、指定管理者の指定期間を変更するため、併せまして議決を求めるものであります。

次に、議第 77 号「指定管理者の指定について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設〕」につきまして、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条の規定に基づき、非公募により当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、同意第 3 号から同意第 10 号の「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」であります。現在の農業委員会委員が任期満了を迎えることとなりましたので、「農業委員会等に関する法律」並びに「隠岐の島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」に基づき、8 名の方を農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、40 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議再開宣告 10時10分）

（全員協議会開会宣告 10時10分）

○議長（米澤壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 10時24分)

(本会議再開宣告 10時24分)

日 程 第 7. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日6月19日は、委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

次の本会議は、6月22日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 10時24分)

以 下 余 白